

霧島市景観条例の一部改正について

霧島市景観条例の一部を次のように改正する。

平成25年2月18日 提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市景観条例の一部を改正する条例

霧島市景観条例（平成24年霧島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「法第8条第2項第2号及び第3号に掲げる」を「必要な」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

景観法の一部を改正する法律（平成23年法律第105号）の施行により、引用条項のずれが生じたこと及び特にきめ細やかな景観形成を推進する地区として霧島市景観計画で定める育成地区について、良好な景観の形成に関し定める事項を拡充することに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。